

第 146 回本会議・第 4 回景品表示法における不当表示に係る課徴金制度等に関する専門調査会 合同会議で出された主な意見・質疑応答

1. 既存の課徴金制度についてのヒアリング

○規模基準（裾切りの基準）について、どのような判断で決まったのか。

（公取委）あまりにも少額の場合は抑止効果の点で課徴金を課す必要性が高くないこと、公取委の事務負担を軽減することを考慮して設定されたと考えられる。

（金融庁）規模基準をどのような水準とするかは、課徴金を課す必要性和行政の事務効率性の比較衡量で決まってくるのではないかと。独禁法の課徴金は 100 万円の裾切りとの指摘であるが、金商法・会計士法では独禁法と比較して、一般に課徴金額の規模が小さいことから 1 万円未満の端数切りとなっていると考えられる。

○独禁法で、対象期間 3 年と定められているのはどのような理由か。

（公取委）計算書類の保存期間等の問題で、あまりにも古い書類を利用して調査を行うことは困難であったからであると考えられる。

○調査・審判に関わる職員は何名ぐらいか。また、適正手続保障の仕組みは。

（公取委）審判官の定数は 6 名で、1 件に 3 名で対応。調査に携わる職員については、正確な数字を挙げられないが、かなりの人数。適正手続については、納付命令・排除措置命令の事前手続として、意見を述べ、証拠を提出する機会提出を付与するとともに、当委員会の認定した事実を基礎付けるために必要な証拠について説明している。また、自社提出資料等の閲覧・謄写を認めている。

（金融庁）審判官を 5 名以内置き、1 件に 3 名で対応。担当事務局である審判手続室は 10 名程度。証券取引等監視委員会事務局の定員は 400 名で、そのうち課徴金調査ほかに携わるのは約 100 名。また、当該事件調査に関与した者は審判官として指定しないことで手続の公正性・中立性を確保している。

○公認会計士法について、実務において故意の場合と相当な注意を怠った場合等の区別や免除の判断をどのようにしているか、また証拠収集をどのようにしているか。

（金融庁）公認会計士法に基づき課徴金を課した実績がないことから、実務における判断や証拠収集については申し上げられない。

○公認会計士法における免除の判断について、内部的に定めた基準等があるか。

（金融庁）公認会計士法、内閣府令、金融庁が公表している処分基準以外に特に定めたものはなく、調査を行っている中で把握された事実に基づき、個別に判断していくことになる。

○課徴金の具体的算定に際して、どのような情報、資料等が必要か。また、苦勞していることなどあるか。

（公取委）情報・資料収集には報告命令を活用している。表形式の書式を定めて報告を命じている。報告された数値の正確性を確認する業務等にも労力を要する。

（金融庁）インサイダー取引の調査においては、重要事実を知った上で売買をしていないか等の観点から実施する必要があるが、その裏付けとなる証拠収集に苦勞する。

○課徴金制度導入による従来からの行政措置の執行への影響はあったか。

（公取委）審査官は、課徴金の算定に加え、審判業務にも対応しなければならない場合も多い。導入前よりはかなり労力を要するようになった。

2. 事業者団体からのヒアリング

(1) 事業者団体からの意見

(日本フードサービス協会)

一連のメニュー表示問題は、現行法の適切な運用により再発防止できる。検討においては、事業者の自主的取組を基本とし、現場に混乱が生じないようにしていただきたい。特に、判断基準の明確化をお願いしたい。事業者にとって違反者名の公表は非常に重く、課徴金による経済的負荷よりは措置命令の抑止効果が高いということを認識いただきたい。悪質な事業者を前提とした制度の導入により、まじめな事業者が委縮しないよう配慮願いたい。

(日本旅館協会)

違反の抑止に繋がるのは課徴金よりも事業者名の公表である。お客様の信頼が損なわれ、経営破たんにも繋がる。課徴金の導入には反対である。万が一導入する場合は、基準をはっきりし、厳格に運用していただきたい。

(2) 質疑応答

○課徴金に反対という点について、理由を教えてください。

(日本フードサービス協会) 課徴金の導入については賛成ではなく、メニュー表示の観点からは種々問題点があることを指摘している。

(日本旅館協会) 行政処分により企業名が公表されることでお客さまが離れ、社会的制裁を受けている。その上に課徴金は厳しいのではという認識である。導入される場合は故意によるもの、うっかりミスによるものを厳密に整理し、悪質性の高いものに限定した規定としてほしい。

○今回の事件で、うっかりミスではなくて、原材料の供給業者が悪質でだまされて、結果として消費者に迷惑をかけたということはあったのか。

(日本フードサービス協会) 食材に関する情報は事業者間での連携が必要。事業者から正確な情報を送ってもらわないと把握できない。

(日本旅館協会) 地域での食材業者とのつながりが大きく、そこをどこまでチェックしたかはわからないが、昨年からのメニュー表示に端を発した事案ではそのようなことはなかったという認識。

○今回の問題を考えると、消費者の目線がどこにあるかを考えていただきたい。メニューは食材ではなく料理名を表示するものということであったが、その点に消費者目線との乖離を感じる。消費者に理解を得る努力が必要である。

3. 景品表示法の改正案について

○法律は6ヶ月以内に施行であるが、課徴金については施行後1年以内で、公布後1年半以内ということではいか。

(消費者庁) その通り。施行は公布から6か月以内、課徴金は施行後1年以内である。

以 上